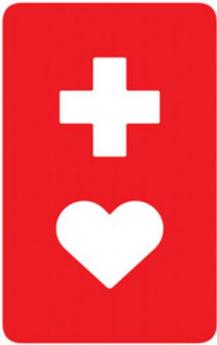


参考 1 用語の説明

番号	用語	説明
*1	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想
*2	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども
*3	インクルーシブ教育の推進	知的障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、インクルーシブ教育実践推進校を指定するなど、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざす本県の取組み
*4	相談支援専門員	障がい者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援業務を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
*5	障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障がい者や障がい者の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的として設置する協議会
*6	差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第 17 条の規定に基づき、医療、介護、教育等の関係機関が、地域における障がい者差別に関する相談等について情報共有するとともに、障がい者差別を解消するための取組みを行うためのネットワークとして組織する協議会

番号	用語	説明
*7	サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、他のサービス提供者に対する指導的役割を持つ指定障害福祉サービス事業所等への配置が義務付けられている者
*8	児童発達支援管理責任者	児童福祉法において、サービスの質の向上を図る観点から、個々のサービス利用児童のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、他のサービス提供者に対する指導的役割を持つ障害児通所支援事業所等に配置が義務付けられている者
*9	ピア（当事者）サポーター ピアカウンセリング ピアサポート	「ピア」とは「仲間」という意味で、「ピアサポーター」とは、自分の精神障がいや精神疾患の体験を活かし、ピア（仲間）として支え合う活動をする方たちのことをいう。 「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング、「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」をいう。
*10	発達障害者地域支援マネージャー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置付けられ、各地域における発達障がい児者の支援体制の整備に係る市町村や事業所等への支援・助言や、医療機関との連携等を図る役割を持つ者
*11	高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが起きた状態

番号	用語	説明
*12	地域生活支援拠点等	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（面的な体制を含む。）
*13	強度行動障がい	他害（噛みつき、頭つきなど）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現している状態
*14	オーラルフレイル	「わずかなむせ」、「食べこぼし」、「発音がはっきりしない」、「噛めないものの増加」などのささいな口腔機能の低下から始まる、心身機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態のこと
*15	筋電義手	筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ信号として利用して、電動ハンド（手先具）を開閉することができる義手
*16	T S P S (信号情報活用運転支援システム)	一般道路上にある高度化光ビーコンからの情報を用いて、信号交差点での減速や発進など、円滑に通行するための運転を支援するシステム
*17	D S S S (安全運転支援システム)	ドライバーが視認困難な位置にある自動車を、感知機が検出し、その情報を、車載装置などを通して提供し、注意を促すシステム
*18	E T C 2.0	全国高速道路の約 1,700 ヲ所に設置された通信アンテナ「ITS スポット」と ETC2.0 対応車載器、カーナビが双方向通信することで、料金収受だけでなく、道路交通情報の提供などのドライバー支援等を行うシステム

番号	用語	説明
*19	I T S (高度道路交通システム)	最先端の情報通信技術等を用いて人と道路と車両とを一体として構築することにより、交通管理の最適化を図り、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与する等真に豊かで活力ある国民生活の実現に資するもの
*20	ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。神奈川県でも平成 29 年 3 月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいる。平成 29 年 7 月 20 日に J I S (日本工業規格) の案内用図記号に追加され、全国共通のマークとなった。
*21	電話リレーサービス	聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス
*22	Net119	音声による 119 番通報が困難な聴覚障がいのある方、言語障がいのある方が、スマートフォン等の携帯情報端末から、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム
*23	ユニバーサルツーリズム	年齢や障がいの程度などにかかわらず、全ての人が気兼ねなく参加し楽しめる旅行
*24	ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること
*25	平等取扱いの原則	地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 13 条の規定に基づく原則

番号	用語	説明
*26	合理的配慮指針	雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成27年厚生労働省告示第117号）
*27	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方
*28	通級指導	発達障害がある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、学習・生活上の困難を改善・克服するために受ける特別な指導（県立高校の場合）

参考2 かながわ障がい者計画の改定に関する主な経過

1 改定素案に対する県民意見等の反映

(1) 改定素案に対する県民意見の募集

① 意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年1月21日

② 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

③ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、障がい当事者等関係団体へのヒアリング

④ 意見募集の結果

ア 意見件数

157件

イ 意見の内訳及び意見の反映状況

(ア) 意見内容の内訳

1 かながわ障がい者計画（策定の背景、障がい者数の推移等）に関する意見	5
2 基本的な考え方に関する意見	13
3 分野別施策の基本的方向（すべての人のいのちを大切にすることに関する意見）に関する意見	10
4 分野別施策の基本的方向（誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現することに関する意見）に関する意見	53
5 分野別施策の基本的方向（障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除することに関する意見）に関する意見	30
6 分野別施策の基本的方向（憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み）に関する意見	21
7 推進体制に関する意見	1
8 別表かながわ障がい者計画関連成果目標に関する意見	7
9 その他	17

(イ) 意見の反映状況

1 新たな計画に反映しました。	38
2 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	29
3 今後の政策運営の参考とします。	39
4 反映できません。	8
5 その他（感想・質問等）	43

2 神奈川県障害者施策審議会による計画改定の審議

平成 30 年 8 月 28 日

かながわ障がい者計画の改定に向けた検討

平成 30 年 9 月 7 日

かながわ障がい者計画の改定に向けた検討

平成 30 年 11 月 26 日

かながわ障がい者計画の改定に向けた検討

平成 31 年 2 月 18 日

かながわ障がい者計画の改定に向けた検討

3 神奈川県議会厚生常任委員会への報告

平成 30 年 9 月

かながわ障がい者計画の骨子案について報告

平成 30 年 12 月

かながわ障がい者計画の改定素案について報告

平成 31 年 2 月

かながわ障がい者計画の改定案について報告

4 その他の計画改定に関する主な経過

平成 30 年 6 月 8 日 神奈川県障害者自立支援協議会*⁵

かながわ障がい者計画の見直しについて

平成 30 年 8 月 17 日 神奈川県障害者自立支援協議会

かながわ障がい者計画の見直しについて

平成 30 年 9 月 5 日～10 月 5 日

かながわ障がい者計画の改定に関する障がい者団体意見の募集

平成 30 年 11 月 7 日 神奈川県社会福祉審議会

かながわ障がい者計画の骨子案検討について報告

平成 31 年 2 月 6 日 神奈川県社会福祉審議会

かながわ障がい者計画の改定素案について報告

平成 31 年 2 月 14 日 市町村障害福祉主管課長会議

かながわ障がい者計画の改定案について報告

平成 31 年 2 月 21 日 障がい者施策説明会

かながわ障がい者計画の改定案について報告

平成 31 年 3 月 15 日 神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会

かながわ障がい者計画の改定案について報告

平成 31 年 3 月 20 日 神奈川県障害者自立支援協議会

かながわ障がい者計画の改定案について報告



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-4703 (直通)

FAX (045) 201-2051